<危険品(工作物)倉庫用>

**確　　　認　　　表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目****番号** | **確　認　項　目** | **別添書類** |
| **番号** | 名　称 |
| **2** | 倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること(2-1をマークし、 2-2から2-5のうち該当するものにマークすること。 ) |
|  | 1 | □ | 建築基準法の規定に適合している。又は建築基準法第６条第１項各号に該当しない倉庫であって、消防法第17条第１項、港湾法第40条第１項、都市計画法第29条第１項若しくは第２項いずれかに該当する場合は、これら該当する規定に適合している |  |  |
| 2345 | □ | 消防法第11条の規定に適合している |  |  |
| □ | 高圧ガス保安法第16条第１項又は同法17条の２第１項の規定に適合している |  |  |
| □ | 液化石油ガス保安法第36条第１項の規定に適合している |  |  |
| □ | 石油コンビナート等災害防止法第５条第１項の規定に適合している |  |  |
| **11** | * **消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第6条に定めるところにより消火器等の消火器具が設けられていること（この場合において、倉庫の延べ面積が150平方メートル未満であるときは、これを延べ面積が150平方メートルの倉庫とみなして、同規則第6条の規定を適用する）**
 |  |  |
| **12** | **国土交通大臣の定める防犯上有効な構造及び設備を有していること**( 12-1から12-2をマークし、12-3、12-4のいずれかをマークすること) |
|  | 1 | □ | 出入口に扉を有し、かつ、錠を備えている |  |  |
| 234 | □ | 倉庫における盗難等の事故の発生を警戒し、防止するため、警備業法(昭和40年法律第117号)第２条第５項に定める警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有する |  |  |
| □ | 倉庫が設けられている建物内に、当該倉庫に隣接して当該倉庫の事業の用に供しない部分が存在する場合にあっては、当該部分から倉庫又は倉庫に付随する施設に直接立ち入ることができないような措置が講じられている |  |  |
| □ | 倉庫が設けられている建物内に、当該倉庫に隣接して当該倉庫の事業の用に供しない部分が存在しない |  |  |

**会社名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　営業所名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　倉庫名：**

以上のうち、チェック印のある確認項目について、別添書類により確認いたしました。

**確認日：　　　　年　　　　月　　　　日**

**氏名（所属）：**

**一級建築士番号：**